

政令第 4-89 号
グアテマラ共和国議会

（抄訳）

グアテマラ国の持続可能な社会経済開発において国内の野生動植物の保全、回復及び管理が不可欠であること、

多くの種が消滅、その他の種も絶滅の危機に瀕しているなど、動植物資源の劣化が明らかに深刻化していること、

グアテマラ共和国憲法は第 64 条において、国の自然遺産を保全、保護及び改善することが国益であると謳い、個別の法律を以て国立公園、保護区、自然保護区を創設し、そこに生息する動植物を保護することを保証すると定められていること、

環境を適切に保全、改善するためには、国内に野生動植物保護システム及びメカニズムを設立及び組織することが不可欠であること、

国内の多様に区分された保護区の適切な調整・管理を定めた計画国家が事実上欠如しているため、これらの管理に当たる複数の機関が個々に効果の限定された活動をおこなっていること、

に鑑み、

グアテマラ共和国憲法第 157 条及び第 171 条 a) 項により付託された権限を行使し、

共和国大統領は、以下の法律を発令する。

保護区法

（中略）

第 III 編
野生動植物の合理的利用について
第 1 章
野生動植物の利用

第 33 条利用

本法の適用において、動植物の利用とは、野生植物又は動物の個体を探索、収集、採取、繁殖、捕獲及び死滅させるあらゆる行動と適宜解釈される。

第 34 条本法の精神

動植物の利用に関連して発布される基準及び規定は、本法第 1 編に掲げる基本原則に準拠しなければならない。

第 35 条認可

本法、その施行規則及び関連法の保護下にある野生生物製品を利用するには、当事者は国家保護地区審議会（CONAP）が発行する当該の認可を取得しなければならない。

第 36 条特殊な利用

森林野生生物総局（DIGEBOS）の合法的認可を受けた森林利用においては、事前に CONAP の認可を受けることにより動植物を採取することが可能となる。DIGEBOS 及び CONAP は、これらの活動について常時緊密に調整をおこなう。

第 37 条狩猟権

グアテマラ人・外国人を問わず、国内に居住する者が動物の捕獲・狩猟を希望する場合、しかるべき免許を取得し、本法の規定を遵守しなければならない。

第 38 条例外

国内の動物あるいは植物を利用する際の免許は、免許所持者に対し、指定区域以外又は個人の所有地でそれらの活動を実施することを認可するものではない。

（中略）

第Ⅴ編
違反及び罰則について
第1章
違反及び犯罪行為

第81条*違反行為について。

野生生物及び保護区に関する違反行為は、次の各号に掲げる罰則の適用を受ける。

- a) CONAP 発行の免許の失効後、正当な理由なく、その返却を拒否した場合、100～1,000 ケツアルの罰金を科す。
- b) しかるべき認可を受けた国家保護地区審議会（CONAP）の職員又は役人の職権による検査の要請や検査の実施を拒否した者には、500～3,000 ケツアルの罰金を科す。

*1996年12月12日付共和国議会政令第110-96号第24条により改正。

第81条追加*国の自然・文化遺産に対する違反行為。

権限ある当局が発行する免許を取得することなく、その生死に関わらず野生動植物種、その一部又はその派生物のサンプルを切断、採取した者、さらに考古学的標本及びその派生物を輸送、取引、商業化、又は輸出した者は、5～10年の禁固刑、及び10,000～20,000 ケツアルの罰金刑を科す。

当該の認可を取得しつつも、同認可の制限を逸脱、又はこれに違反した者にも同様の刑罰を科す。

*1996年12月12日付共和国議会政令第110-96号第25条により追記。

第82条* 動植物の違法取引

絶滅の危機に瀕している野生動植物、固有種、及び CONAP が公表する絶滅危惧種一覧に掲げる種について、その生死に関わらず個体、その一部又はその派生物を違法に輸送、取引、商業化あるいは輸出した者には、5～10年の禁固刑、及び10,000～20,000 ケツアルの罰金刑を科す。

*1996年12月12日付共和国議会政令第110-96号第26条により改正。

第 82 条追加 **保護区の侵犯。

不法に侵奪、利用、利得を目的にしかるべき手続きを以て保護区と指定された区域の土地を売却、貸し付け又は不法占拠した場合、これを保護区侵犯罪とする。その責任者は、4～8年の禁固刑及び3,000～6,000ケツアルの罰金刑を科す。

*1996年12月12日付共和国議会議令第110-96号第27条により追記。

第 83 条企業への罰則

野生動植物製品を取り扱う認可を受けたいずれかの企業により本章に定める違反行為がおこなわれた場合、初犯においては倍加した罰金刑を、再犯においては企業の閉鎖措置を科す。

第 83 条追加 **罰金。

本法の適用による罰金は、CONAPの特別口座に入金し、保護区の運営、管理、保全を担う専門的人材の育成・養成のための専用基金として充当される。

*1996年12月12日付共和国議会議令第110-96号第28条により追記。

第 84 条*押収物

本法及び刑法が定める犯罪行為の対象となったすべての野生動植物製品は、直ちにCONAPにおいて保管されるものとし、利用可能な腐敗性物品については、必要に応じてCONAPがこれを直接利用する、あるいは適切とみなされる機関に引き渡すことができる。本法に定める違反行為に使用された武器、車両、道具、機材についても、同様の措置を講ずるものとする。

*1996年12月12日付共和国議会議令第110-96号第29条により改正。

第 85 条初動

野生生物及び保護区に対する違反行為による損害を受けたと考えられるすべての人は、かかる事実について調査し、本法に則り処理されるよう、CONAPに申し立てをおこなうことができる。

第 86 条国家公務員の協力

国家に勤務する職員及び役人は、本法の目的と目標が最大限達成されるよう、可能な範囲内で国家保護地区野生生物審議会に協力する義務を負う。

第 87 条*決議に対する異議申し立て

執行事務局が下した最終決議に対し、同事務局員に決議撤回の申し立てをすることができる。同局員は、自らが作成した報告書を添付し、国家保護地区審議会に当該事案を上申し、審議会が本法の範囲内で当該決議の承認又は撤回の決定を下す。かかる決議が国家保護地区審議会の下した決議である場合、同審議会に異議の申し立てをおこなうことができる。同審議会は、異議申し立て事案を審議するために臨時会議を開催する。何ら決議が下されることなく1ヶ月が経過した場合、これは申し立ての却下を意味し、これをもって行政訴訟申し立ての手段は尽きたものとなる。

*1996年12月12日付共和国議会議令第110-96号第30条により改正。

(中略)

第2章 最終規定及び廃止規定

第91条 CONAP の組織化と設置

財務省は、国家保護地区審議会及び技術・行政業務を担うその傘下機関の組織化、設立及び業務開始に必要な財源を割り当てる。第1回会合の招集、及び CONAP の業務開始は、国家環境調整機関がその業務に当たる。

第92条 認可の取得

本法により規制される保護区及び野生生物に関連する諸活動を実施する者は、許認可及び免許を適宜取得しなければならない。取得手続きは、CONAP 当局においておこなうものとし、その期限は、本法発行日より起算し60営業日以内とする。認可の新規申請については、本法施行規則発行後、直ちに手続きをおこなうことができる。

第93条 施行規則

本法の施行規則は、本法公布日より起算し90営業日以内に公布しなければならない。

第94条 無効化

本法発効後、本法に相反するすべての法規定は無効化する。

第95条 効力

本法は、官報掲載から3日後より発効する。

本法の公布と遵守のためにこれを行政府に提出することを命ずる。

グアテマラ市、1989年1月10日、立法府

大統領 アルフォンソ・アロンソ・バリジャス

書記官 レオネル・プロロ・カンポス

書記官 カルロス・エンリケ・チャヴァリア・ペレス

1989年2月7日 グアテマラ市、国立宮殿において。

本法の公布と遵守を命ずる。

セレス・アレバロ

共和国大統領府長官

ルイス・フェリペ・ポロ・レムス